
高畑町裁判所跡地の事業内容について

平成 29 年 4 月 12 日
奈 良 県

目 次

I. 高畑町裁判所跡地の概要	
1. 現状と課題	1
2. 関係法規制	2
II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理	
1. 名勝奈良公園としての本質的価値	3
2. 発掘調査結果	6
3. 庭園遺構調査結果	8
4. 高畑町裁判所跡地で保存すべき価値	10
III. 高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業	
1. コンセプト	11
2. 各ゾーンの整備の進め方	12
3. 整備により維持・向上する高畑町裁判所跡地の価値	13
IV. 庭園ゾーン及び緩衝緑地ゾーンの整備内容	
IV-1. 庭園遺構の再現	
1. 庭園遺構の再現	14
2. 植栽	15
3. 園路、照明等	18
4. 水景の再現	21
IV-2. 茶室等の再現	
1. コンセプトを踏まえた考え方	22
2. 建築計画概要	24
V. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容	
1. コンセプトを踏まえた考え方	28
2. 建築計画概要	29
3. 庭園景観との調和（計画地内）	36
4. 周辺景観との調和（計画地外）	40
5. 高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業の効果	43

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

I. 高畑町裁判所跡地の概要

- ※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
- ※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

I. 高畑町裁判所跡地の概要

1. 現状と課題

(1) 位置

- 高畑町裁判所跡地は、都市公園奈良公園（約500ha）の南端に位置し、鷺池、浮見堂に隣接する箇所（約1.3ha）である。
- 近鉄奈良駅からは直線距離で約1.2km、JR奈良駅からは東へ約1.8kmに位置する。

(2) 成り立ち

- 江戸期までは、興福寺子院の「松林院」が立地
- 明治期から大正期にかけて、大阪の財閥「山口家」が所有
- 昭和2年に、国指定「名勝奈良公園」に追加**
- 昭和26年に、最高裁判所が所有
- 平成7年まで、家庭裁判所分室及び官舎として利用
- 平成17年に、奈良県が所有

(3) 現状と課題

- 高畑町裁判所跡地は、竹林の繁茂や塀の倒壊等により、**名勝奈良公園として評価された環境を損ねている**だけでなく、倒木による人身事故も発生しており、十分に維持できていない。
- 一方で、敷地内には、大正期に山口家が作庭した庭園が現存しており、**近代の奈良公園を代表する歴史的資源として高く評価**されている。
- しかしながら、その庭園も、園池への土砂の堆積、護岸の毀損等により、十分に利活用できる状況にない。



高畑裁判所跡地の位置(赤枠)
(昭和50年)国土地理院より作成
～平成7年までの様子



塀の倒壊(平成22年当時)



敷地内での竹林の繁茂、
枯死木の倒木



敷地内に現存する大正期作庭の庭園
石灯籠が倒れるなど、
その価値を損なっている



大正期に建てられた
茶室等の様子
(当時の写真)
滴翠美術館提供

1. 高畑町裁判所跡地の概要

2. 関係法規制



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
 ※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

Ⅱ．高畑町裁判所跡地の価値の整理

- ※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
- ※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

1. 名勝奈良公園としての本質的価値

(1) 荒池・瑜伽山ゾーン — 「名勝奈良公園保存管理・活用計画」(平成23年3月)

区域の保存管理・活用の基本方針

名勝指定当初の区域である瑜伽神社および天神社境内地景観ならびに瑜伽山と一体となる景観形成のための適切な保全を図るとともに、浅茅ヶ原と一体となり奈良公園の水辺景観を形成する荒池一帯の質の高い風致景観の保全を図る。

個別要素の保存管理・活用の主な考え方

自然的要素に関わる考え方

- ・ 瑜伽山一帯は、鷺池・荒池の背景となる風致林として、その地形及び植生の適切な保全を図る。
- ・ 荒池の適切な水環境(水質及び水量、生態系)の保全・再生を図る。

歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・ 瑜伽山の樹林地と一体となる瑜伽神社境内及び天神社境内の景観を保全する。
- ・ 地下に埋蔵される遺構(奈良町遺跡・瑜伽山城跡)やその他の遺構(荒池園地の土堀跡等の表出する組積等)は、当時の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。

公園的要素に関わる考え方

- ・ 園地の景観を特徴づける松、桜、柳等の植栽樹木および、芝地の適切な維持管理を図るとともに、公園の風致に配慮した整備・活用を図る。



ゾーン位置及び本質的価値を構成する要素



<ul style="list-style-type: none"> 区域区分(ゾーン) 名勝奈良公園区域^{※1} 名勝奈良公園区域外 平地部の主な樹木分布状況^{※2} 松 桜 柳 杉 	<ul style="list-style-type: none"> 有形文化財(建造物) 国指定(国宝) 県指定 市指定 史跡・名勝・天然記念物 史跡・春日大社境内 史跡・東大寺境内 史跡・興福寺境内 特別天然記念物 春日山原始林 その他国指定史跡・名勝・天然記念物 	<ul style="list-style-type: none"> その他国指定史跡・名勝・天然記念物 県指定史跡・名勝・天然記念物 市指定史跡・名勝・天然記念物 登録有形文化財(建造物) その他歴史的・文化的資源(文化財を除く) その他自然的資源(文化財を除く) その他公園施設等 未知の埋蔵文化財包蔵地
--	--	--

本質的価値を構成する要素		
地形・地割	地形	●山地(瑜伽山)
	地割等	◎境内地(瑜伽神社、天神社) ○園地(荒池園地)
水系	流れ	○水路(荒池園地)
	池	●○荒池
植栽・植生	植栽	○園地の植栽樹木(松、桜) ○池畔の植栽樹木(柳) ○園地の芝
	植生	●瑜伽山一帯の樹林
建築物・工作物	建築物	—
	工作物	◎瑜伽神社参道、天神社参道
遺跡・遺構	礎石等	◎土堀跡
	埋蔵遺構	◎周知の埋蔵文化財包蔵地(奈良町遺跡、瑜伽山城跡)
動物(奈良のシカを除く)		—
行催事の場の形成		—
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素		◎碑(万葉歌碑)

関係する法制度等	・歴史的風土特別保存地区 ・第1種風致地区 ・歴史拠点景観区域(奈良市景観計画)
----------	---

●自然的要素 ◎:歴史的・文化的要素 ○公園的要素 ◇その他要素

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

1. 名勝奈良公園としての本質的価値

(2) 成り立ち

大正15年:名勝仮指定、昭和2年:名勝追加指定

【当該地の名勝追加指定文】

名勝奈良公園浅茅ヶ原及瑜伽山瑜伽神社、村社天満神社等ノ風致林ニ接續シ荒池、鷺原池等ニ臨ミ風景絶佳ノ地ニシテ名勝地トシテ保存ノ要アル地トス

裁判所跡地時代	裁判所時代	山口家南都別邸時代		興福寺旧松林院家時代		時代	
平成	昭和	大正		明治	江戸	安土桃山	室町
二〇一四 二六	二〇一五 一七	一九二六 二五	一九二五 二四	一九一九 九	一九一 四四	一八八〇 三三	一八六九 三三
奈良県 庭園文化財発掘調査 庭園跡調査	奈良県所有 最高裁判所所有 (奈良県庭園研究所分室として使用)	山口吉部兵衛 所有 志賀直哉、武者小路実篤が訪問	志賀直哉が初訪問 奈良ホテルでの縁起会の際に、野村胡堂七郎と別荘で休む	小見寺八山が山口家別荘内のアトリエに移り住む 野村胡堂七郎、志賀直哉	山口謙四郎 所有 梅田春保 所有 松林院家の廃止 松林為成 所有(敷地を継承)	院家松林院 法印大僧都実雅(最後の住職) 興福寺境内図(江戸時代) 興福寺境内図(江戸時代)	興福寺子院 松林院家 所有 松林院家初代・貞業(現在住の時代に作原)
庭園文化		庭園文化と共に育まれた「茶の湯文化」		庭園文化			
(裁判所用地・跡地)		日本を代表する茶道家・小説家・芸術家等の交流が図られた別荘地(別業の地)		興福寺境内			
	大谷草由	山口吉部兵衛	武者小路実篤 志賀直哉	小見寺八山 野村胡堂七郎 志賀直哉	梅田春保 松林為成 法印大僧都実雅	松林院家 大乗院(一乗院の二階に次ぐ西院家松林院修南院、多院東北院の一つ)	平安時代には、興福寺は藤原氏に由り隆盛し、寺の規模はより一層拡大される。寺僧の住居である子院が寺中寺外に建てられ、その数は増大。南都新羅時代以降、子院の増設が生じる。寺の公衆的・神的人格に乏しい院家が成立し、世俗化の傾向を併せ、草履・拵園家へつなげ、寺僧が門跡となる。門跡は、一乗院と大乗院。

高畑町裁判所跡地は、名勝奈良公園に追加指定された当時、山口家南都別邸として、日本を代表する実業家と芸術家の茶の湯文化を通じた交流の場であった。

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
 ※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

1. 名勝奈良公園としての本質的価値

(3) 土地利用の変遷

名勝指定以前

■室町～江戸初期：興福寺子院松林院

- ・ 高畑町裁判所跡地の南半分の敷地を、興福寺子院松林院として利用



大正15年：名勝仮指定 昭和2年：名勝追加指定

名勝指定以降

■大正期：山口家南都別邸

- ・ 大正15年、敷地全域を山口家が所有



■昭和期：裁判所跡地

- ・ 昭和26年、最高裁判所が所有



■現況

- ・ 平成17年、奈良県が所有



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

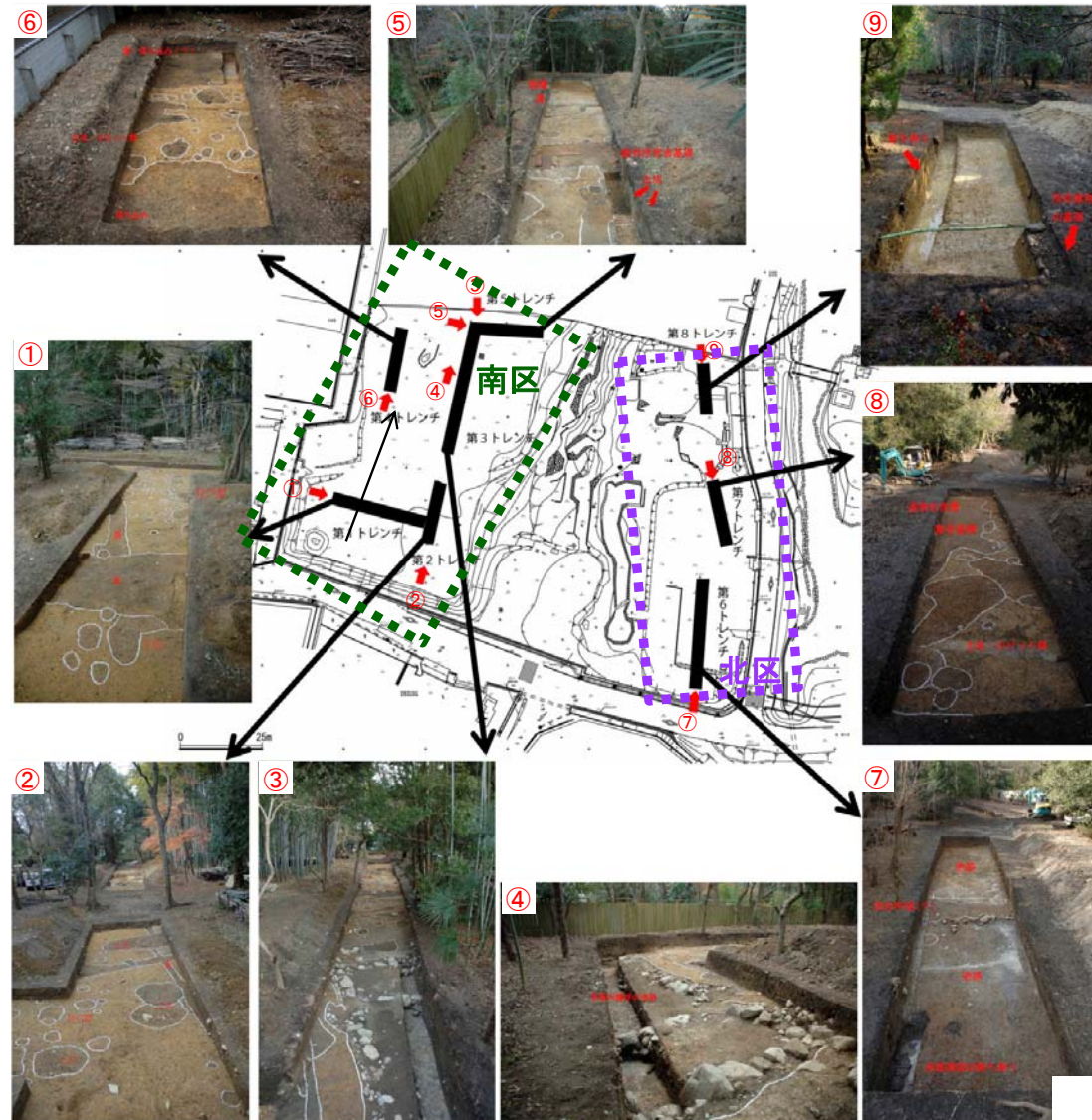
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

2. 発掘調査結果

(1) 発掘調査結果

- ・ 南区のトレンチ設定範囲のほぼ全体で、興福寺子院の松林院が建立された室町時代の遺構が多数検出された。
- ・ 北区の中央付近から東側のトレンチ設定範囲では遺構が検出されたが、西側のトレンチ設定範囲では遺構が検出されなかった。
- ・ 本調査は、新たな整備に伴う発掘調査として実施したものであり、松林院跡の全容解明を目的に実施したものではない。



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

2. 発掘調査結果

(2) 発掘調査の考え方

1) 整備に伴う発掘調査の考え方

① 文化庁の考え方

- ・ 文化庁は「史跡等整備のてびき」において、整備に伴う発掘調査の理念として、必要な作業である一方、遺跡の破壊を伴うため、調査範囲を極力限定するなど、適切な調査手法を選択することが重要であるとしている。

② 奈良県の考え方

- ・ 奈良県も、整備に伴う発掘調査について文化庁と同様の考え方を持っている。

- ・ 発掘調査は、客観的で正確な情報に基づく整備を行う上で必要な作業であるが、一方では史跡等の重要な構成要素である遺跡の解体を伴い、ある意味では遺跡を破壊する行為を含んでいる。
- ・ 整備に必要とされる最小限の情報を得るために調査範囲を極力限定するとともに、発掘調査により遺跡が受ける影響を十分勘案しつつ、最も適切な調査の手法を選択するとの姿勢が極めて重要である。

出典：『史跡等整備のてびき-保存と活用のために-【計画編】』，史跡等整備の在り方に関する調査研究会、文化庁文化財部記念物課，9頁より抜粋

2) 松林院跡の発掘調査の考え方

- ・ 計画地の整備のために必要とされる情報の収集を目的に、平成26年度に松林院跡の発掘調査を実施し、埋蔵文化財の現地保存を行った。
- ・ この調査では、調査範囲を極力限定し、発掘調査による埋蔵文化財への影響に十分配慮しつつ、必要最低限の情報を取得できたことから、埋蔵文化財の現地保存を前提とした整備内容の検討を進めることとする。

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

3. 庭園遺構調査結果

(1) 調査結果

位置図



・ 旧山口家南都別邸の庭園遺構は埋没し水系が途絶えているが、滝石組や園池護岸など水の景が特徴的な名勝としての文化財的価値が認められる。

○ その他

敷地内には、大変大きな加工石、おそらく建築に付属して設置されていた沓脱石(写真(ア))と推察される石が2石確認できた。

また、敷地内を周遊する園路は、板石の石敷き(イ)、こぶし大の礫を敷き詰めた階段(ウ)、コンクリート洗い出しの園路といういろいろな工法で設置されていることを確認した。



(ア)



(イ)



(ウ)



写真①この周辺から庭園造成面と景石、飛石などが検出されました。



写真②建造物に関する遺構を確認しました。石張りは漆喰で固定されています。



写真③大滝が姿をあらわしました。この滝の給水口は鉛管で水が送られ、石筒に水が溜まりあふれると流れていく構造です。



写真④大滝とは別に急峻な地形を生かした滝が組まれていました。まだ給水排水を確認できていないことから、溜滝の可能性も考えられます。



写真⑤園池周辺の様子です。趣のある小ぶりの石積と大振りの自然石で組まれた石積、両方の仕事をみることがができます。



写真⑥石積でも石の大きさが2通り確認できます。これが時期差であるのか、意匠としての違いであるのかは、さらに調査を進める必要があります。



写真⑦園池にかかる石橋です。



写真⑧このあたりの平場は、石の組みかたから、建造物が設置されていたのではないかと推測されます。

調査の概要

調査は、庭園造成土面の検出、堆積土のすき取りと除去などを実施した。

現時点では、写真①から写真⑧の範囲まで周遊できるようになっている。大振りな自然石をふんだんに使用された、ダイナミックな構成になっている。特に見所となるのは、大滝(写真③)、溜れ滝(写真④)で、良好な姿で確認することができた。次に、園池エリア(写真⑦)は常に湿気を持つ場所で、地形的にも中世の時代から池が存在した可能性があるかと推察される。大振りな自然石で組まれた石組のさらに下面に護岸石が組まれているが、中・近世の遺構が混在している可能性があると推察される。

なお、全体は近代のものかと推察されるが、園池護岸や井戸、園路その他細部を見ると、これらにも時期差がある。

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

3. 庭園遺構調査結果

(2) 庭園遺構の価値

本庭園は、廃絶し水系が途絶え、半ば埋没したいわゆる遺跡庭園である。しかしながら、落葉落枝などの堆積物の清掃によって、大正期の旧山口家南都別邸の庭園の構成要素がある程度明瞭化された。

本庭園の特徴は、高低差のある地形を巧みに生かした点にある。眺望豊かな地に、園池や2つの滝石組を構え、全域に園路を巡らせ、石造物を配する空間構成は見事であり、名勝としての価値が認められる。

1) 庭園の特徴

①豊かな眺望を楽しむ庭であること

- ・ 眺望地点が複数設けられており、それぞれの地点から異なる奈良の風景を眺望することができる。
- ・ 大正期、煎茶の流行する中で、眺望風景を愛でての茶会が京都・奈良・大阪などで流行する。本庭園も、こうした流れの中に位置づけることができる。

③様々な様式の庭を楽しむことができること

- ・ 敷地内には座敷から鑑賞する庭があり、また茶室へといざなう露（茶庭）、長大な池庭など、日本庭園のさまざまな様式が取り入れられ、それぞれ異なる味わいを楽しむことができる。
- ・ それは、茶会や句会、食事、講演、会議などさまざまな用途に対応できる場であるということでもある。

②高低差のある庭園を回遊する庭であること

- ・ 敷地内には園路が複雑に設けられており、様々な意匠の園路を伝いながら、高低差の起伏を楽しみながら回遊することができる。
- ・ 園池の周囲を回遊する近世の回遊式庭園とは異なり、高低差のある敷地を回遊し、散策・逍遙する庭園であることは、本庭園の特徴の一つである。

④意外なデザインに出会う庭であること

- ・ 伝統的な意匠のみならず、本庭園には新奇なデザインにも出会うことができる。
- ・ 歴史を感じさせる風格ある石灯籠や、小石を積み上げた繊細な石垣もあれば、新しい創作型の石灯籠、巨石を用いた豪壮な滝、思わぬところに縦横に流れる水との出会い、小さな池に敷き詰められた色鮮やかな石敷き、巨大な花崗岩の護岸石など、見どころの多い庭である。

2) 庭園の整備・活用に関する課題等

- ・ 本庭園遺構は、近代数寄者の庭園遺構としてその学術的・芸術的価値は高い。よってその保存管理・活用を図ることは、日本の庭園文化・茶の湯文化にとって重要である。
- ・ 本庭園の特徴の一つである水の景を復元するためには、その水利の整備、園池護岸の修理を図る必要がある。活用に向けては、本庭園は起伏の多い庭園であるため、利用者の安全確保を図る必要がある。

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

4. 高畑町裁判所跡地で保存すべき価値

- ・ 高畑町裁判所跡地の成り立ちや土地利用の変遷、庭園遺構調査結果等を踏まえ、計画地の整備にあたって保存すべき価値を以下のとおり整理する。
- ・ また、その価値の保存管理・活用にあたっては、以下の考え方のもと、その整備内容を検討する。

高畑町裁判所跡地の価値を構成する主要素	価値の保存管理・活用にあたっての考え方
①庭園遺構	<ul style="list-style-type: none">・ 大正期に造られた旧山口家南都別邸の庭園遺構を保存管理・活用するため、庭園遺構を修復する。
②地形・地割	<ul style="list-style-type: none">・ 瑜伽山に位置し、庭園遺構にも活かされている起伏のある地形を保存管理・活用する。・ 高畑町裁判所跡地の成り立ちや土地利用の変遷を伝える地割を保存管理・活用する。
③風致林	<ul style="list-style-type: none">・ 瑜伽山等の風致林、鷺池等と一体となった風致景観を保存管理・活用するため、松、桜、楓等の植栽樹木を適切に維持管理する。
④興福寺子院松林院の遺構	<ul style="list-style-type: none">・ 埋蔵文化財として、興福寺子院松林院跡を現地保存する。

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

Ⅲ. 高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業

- ※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
- ※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。